

外国証券取引口座約款 新旧対照表 (2026年4月16日改定)

(下線が改定部分)

新	旧
<p>第1章～第4章 (略)</p> <p>第5章 雑 則 (略)</p> <p>第46条 (個人<u>情報</u>の第三者提供に関する同意)</p> <p>1. お客様は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に定める者 <u>(これらの者から当該事項に係る委任を受けた者を含む。以下同じ。)</u> に対し、当該お客様の個人<u>情報</u> (住所、氏名、連絡先、生年月日、<u>国籍、出生地</u> (国内の場合、<u>本籍地の都道府県名</u>) 等の個人属性情報、<u>資金源</u>、所有する外国証券の数量その他当該各号に定める場合) に応じて必要な範囲に限る。<u>お客様が法人又は法的な仕組みとしての投資家である場合は実質的支配者の個人情報を含む。</u>が提供されることがあることに同意するものとします。</p> <p>(1) 外国証券の配当金、利子及び収益分配金等の果実に対しわが国以外において課せられる源泉徴収税に係る軽減税率若しくは免税の適用又は還付その他の手続を行う場合 当該国等の税務当局、当該外国証券の<u>管理・保管機</u>関</p> <p>(2) 預託証券に表示される権利に係る外国証券の配当金、利子及び収益分配金等の果実に対しわが国以外において課せられる源泉徴収税に係る軽減税率若しくは免税の適用又は還付その他の手続を行う場合 当該国等の税務当局、当該外国証券の<u>管理・保管機</u>関、当該預託証券の発行者若しくは<u>管理・保管機</u>関</p> <p>(3) 外国証券又は預託証券に表示される権利に係る外国証券の発行者が、有価証券報告書その他の国内又はわが国以外の法令又は金融商品取引所等の定める規則 (本条において以下「法令等」といいます。) に基づく書類の作成、法令等に基づく権利の行使若しくは義務の履行、実質株主向け情報の提供又は広報活動等を行う上で必要となる統計データの作成を行う場合 当該外国証券の発行者若しくは<u>管理・保管機</u>関又は当該預託証券に表示される権利に係る外国証券の発行者若しくは<u>管理・保管機</u>関</p>	<p>第1章～第4章 (略)</p> <p>第5章 雑 則 (略)</p> <p>第46条 (個人<u>データ</u>の第三者提供に関する同意)</p> <p>1. お客様は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に定める者に対し、当該お客様の個人<u>データ</u> (住所、氏名、連絡先、生年月日、所有する外国証券の数量その他当該場合に依じて必要な範囲に限る。) が提供されることがあることに同意するものとします。</p> <p>(1) 外国証券の配当金、利子及び収益分配金等の果実に対しわが国以外において課せられる源泉徴収税に係る軽減税率若しくは免税の適用又は還付その他の手続を行う場合 当該国等の税務当局、当該外国証券の保管機関<u>又はこれらの者から当該手続に係る委任を受けた者</u></p> <p>(2) 預託証券に表示される権利に係る外国証券の配当金、利子及び収益分配金等の果実に対しわが国以外において課せられる源泉徴収税に係る軽減税率若しくは免税の適用又は還付その他の手続を行う場合 当該国等の税務当局、当該外国証券の保管機関、当該預託証券の発行者若しくは保管機関<u>又はこれらの者から当該手続に係る委任を受けた者</u></p> <p>(3) 外国証券又は預託証券に表示される権利に係る外国証券の発行者が、有価証券報告書その他の国内又はわが国以外の法令又は金融商品取引所等の定める規則 (以下「法令等」といいます。) に基づく書類の作成、法令等に基づく権利の行使若しくは義務の履行、実質株主向け情報の提供又は広報活動等を行う上で必要となる統計データの作成を行う場合 当該外国証券の発行者若しくは保管機関又は当該預託証券に表示される権利に係る外国証券の発行者若しくは保管機関</p>

(4) 外国証券の売買を執行するわが国以外の金融商品市場の監督当局（当該監督当局の認可を受けた自主規制機関を含みます。以下この号において同じ。）が、マネー・ローンダリング、証券取引に係る犯則事件又は当該金融商品市場における取引公正性の確保等を目的とした当該国等の法令等に基づく調査を行う場合

当該監督当局、当該外国証券の売買に係る外国証券業者又は管理・保管機関

(5) 外国証券の発行者並びにその管理及び監査等を行う事業者が、マネー・ローンダリング規制遵守を目的として、当該外国証券の株主、受益者及び実質的支配者等の確認を行う場合

当該外国証券の発行者並びにその管理及び監査等を行う事業者

2. お客様が法人又は法的な仕組みとしての投資家である場合であって、前項の定めに従って当社に対し実質的支配者の個人情報を提供するときは、お客様は実質的支配者から当社及び前項各号に定める者に実質的支配者の個人情報が第三者提供されることについて同意を得るものとします。

3. 第一項に定める外国にある第三者への提供のため、当社が必要と認めた場合には、お客様は、当該お客様の個人情報又は本人確認書類その他の情報を、必要な範囲で当社に提供（過去に提供済の事項を含む。）するものとします。

4. 当社は、お客様が正当な理由なく第1項および第2項に定める個人情報の提供に同意又は前項に定める義務を履行いただけない場合（同意後又は履行後に撤回する場合を含む。）、わが国又は外国の法令等を遵守するため、取引の制限、口座の利用停止その他当社が必要と判断する措置を講じることがあります。

5. 当社は、お客様が本約款に同意する時点において、お客様の個人情報を外国にある第三者に提供する場合における当該外国の国名や個人情報の保護に関する制度等の情報提供について、どの外国当局・保管機関等から提供要請を受けるかをあらかじめ把握することができない

(4) 外国証券の売買を執行するわが国以外の金融商品市場の監督当局（当該監督当局の認可を受けた自主規制機関を含みます。以下この号において同じ。）が、マネー・ローンダリング、証券取引に係る犯則事件又は当該金融商品市場における取引公正性の確保等を目的とした当該国等の法令等に基づく調査を行う場合であって、その内容が裁判所又は裁判官の行う刑事手続に使用されないこと及び他の目的に利用されないことが明確な場合

当該監督当局、当該外国証券の売買に係る外国証券業者又は保管機関

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

場合又は提供先の第三者が所在する外国が定まっていな
い場合があります、情報提供ができないことがあります。こ
のような場合、当社は提供先が所在する外国が特定され
た際に、当該外国の国名や個人情報の保護に関する制度
等を当社のホームページ
([https://info.monex.co.jp/policy/personal-
info.html](https://info.monex.co.jp/policy/personal-info.html))にて公表します。

(2026年4月16日)

(2025年10月1日)

改定は2026年4月16日（木）を予定しております。